合併につき株券等提出公告

当社は、苫小牧海運株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年五月十八日

北海道室蘭市緑町三番一〇号

海洋産業株式会社

代表取締役　今村　隆雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるジョバンニ・ディ・フェラーリ・サペット及び宇野重樹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年五月十八日

東京都品川区南大井三丁目一六番五―一〇〇三号

Paul Wurth Italia S.p.A.

日本における代表者

ジョバンニ・ディ・フェラーリ・サペット

限定承認公告

本籍岩手県盛岡市材木町三五七番地、最後の住所岩手県盛岡市高松三丁目四番七号

被相続人　亡　阿部　昌二

右被相続人は推定平成二十四年二月十四日頃死亡し、その相続人は平成二十四年四月二日盛岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十八日

東京都中央区銀座二丁目五番七号G・M2ビル五階西銀座法律事務所

限定承認者石森進

代理人弁護士　大西　幸男

限定承認公告

本籍東京都大田区大森西七丁目二番地、最後の住所東京都大田区大森西七丁目八番一九号

被相続人　亡　井刈美津男

右被相続人は、平成二十二年九月二十日死亡し、その相続人は平成二十四年五月十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十八日

東京都大田区蒲田五丁目三九番四号谷口ビル三〇三すみれ法律事務所

相続財産管理人井刈久江

代理人弁護士　田中　裕之

限定承認公告

本籍神奈川県横須賀市東浦賀一丁目一三番、最後の住所神奈川県横須賀市東浦賀一丁目一三番一―一三〇八号

被相続人　亡　西村　愛至

右被相続人は平成二十四年一月十二日死亡し、その相続人は平成二十四年五月七日横浜家庭裁判所横須賀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十八日

神奈川県川崎市幸区小向仲野町一二番一七号

相続財産管理人　加藤かおり

連絡先　東京都千代田区丸の内二―四―一丸の内ビルディング一〇階一〇〇二区　加藤・西田・長谷川法律事務所

右代理人弁護士　長谷川　健

同弁護士　佐々木達郎

限定承認公告

本籍福井県鯖江市大倉町第一二号八番地、最後の住所愛知県丹羽郡扶桑町大字山那字番所下八三番地五

被相続人　亡　中山　榮

右被相続人は平成二十四年三月一日死亡し、その相続人は平成二十四年五月七日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十八日

福井県越前市村国四丁目第一八号四番地一二

限定承認者　坂下　正明

限定承認公告

本籍大阪市西成区天下茶屋三丁目二八番地六、最後の住所大阪市住吉区東粉浜三丁目一三番五号

被相続人　亡　江畑彌惣二

右被相続人は平成二十四年一月二十九日死亡し、その相続人は平成二十四年五月七日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十八日

大阪市住吉区東粉浜三丁目一三番五号

相続財産管理人　江畑ツル子

大阪市平野区西脇三丁目二番四号

江畑ツル子成年後見人　坂本　洋二

限定承認公告

本籍徳島県阿南市長生町岩ノ下一〇三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　久積　廣巳

右被相続人は平成二十四年一月五日死亡し、その相続人は平成二十四年五月八日徳島家庭裁判所阿南支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十八日

徳島県阿南市長生町岩ノ下一〇四番地四

相続財産管理人　久積　司朗

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年六月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年五月十八日

東京都港区芝二丁目一番三〇号

ダイヤリックス株式会社

代表取締役　安藤　貴久

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は平成二十四年六月二十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年五月十八日

東京都中央区日本橋室町三丁目二番八号

三井CMリース株式会社

代表取締役　藤木　修一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき優先資本金の額を金五億八千三百五万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年十月二十八日付官報号外第二三三号一四二頁に掲載されています。

平成二十四年五月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

F404特定目的会社

取締役　長縄　順一

出資一口の金額の減少公告

当連合会は、平成二十四年五月十日開催の臨時総会において、出資一口の金額を五万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当連合会の主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十四年五月十八日

東京都中央区日本橋人形町三丁目五番四号

全国水産加工業協同組合連合会

代表理事会長　中山　嘉昭

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十四年五月八日開催の臨時総会において、出資一口の金額を一万円から一百円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

平成二十四年五月十八日

岐阜県本巣市七五三字一ノ坪七七二番地の四

農事組合法人セントラルローズナーセリー

理事　大西　隆

取消公告

平成二十四年三月三十日（号外第七十五号）掲載の資本金の額の減少公告（枠組）は取消します。

平成二十四年五月十八日

東京都荒川区西尾久一丁目六番六号

株式会社クール

代表取締役　宮本　明宗

正　誤

（原稿誤り）

目次及び本文において平成二十四年三月二十八日厚生労働省告示第百七十八号を削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十八日付第一〇九号六　四ページ●同日付政府調達第九三号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）